

2021年4月28日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

鳥取県保険医協会
理事長 加藤 卓



マイナンバーカードの保険証利用の凍結と再検討を求める要望書

3月下旬より本格運用を開始するとしていたマイナンバーカードの保険証利用について、患者の情報が確認できないなどのトラブルにより、田村厚労大臣は3月26日の会見で「本格稼働は10月をめどとする」ことを発表し、当面は延期されることとなった。

田村大臣は「被保険者番号の表示がばらばらであり、なかなか読み取れないということがあった。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等があり、半導体が不足しており、パソコン等の端末がなかなか入手できないことを総合的に判断して、プレ運用期間を延長させていただく」と述べているが、データの整備状況が不明であり、かつ、コロナ禍にあっては優先事項が多数存在する医療機関の状況や社会情勢を鑑みれば、性急な工程と言わざるを得ない。

10月までの延期にしても、薬剤情報の閲覧開始予定を10月としている従前の政府方針に基づく、日程ありきの対応である。その間、プレ運用は継続して、10万程度の医療機関まで順次拡大していくとしており、なし崩し的に本格運用に入っていくことも危惧される。利用機関の順次拡大はじめ、本格運用開始も10月までと期限を切らずに、マイナンバーカードの保険証利用については、一層慎重な対応が求められる。

政府は、これまでスケジュールありきで保険証として利用できる宣伝をしてきたが、先の社会保障審議会医療保険部会（2月12日）では、健康保険組合連合会の委員から、受診時の混乱を避けるため、「当面は既存の健康保険証を利用することが最も確実な方法」と指摘され、国に対して国民に誤解を与えない周知・広報を求めたと報道されている。政府には当面、マイナンバーカードは保険証として利用できないことを患者・国民に周知徹底すべき責任がある。また、今回のトラブル等によりカードリーダーは導入しないとした医療機関からの申請キャンセルや、いったん受け取ったカードリーダー返却などにも無条件で応じるべきである。

についてはコロナ禍で困難に置かれた医療機関において新たな混乱・負担が生じないように、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 一、医療情報とマイナンバーの紐づけがなし崩し的に拡大される事態につながるマイナンバーカードの保険証利用はいったん凍結すること。
- 一、医療・社会保障の抑制・削減、国民監視・行動統制等に利活用される危険性が強いマイナンバー制度の利用推進・拡大については再検討し、慎重な対応をすること。

以上